

大和駅プロムナード電源設備使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大和駅周辺の健全な商業振興及びまちづくりを図るために大和駅前の東側及び西側に設置したイベント用の大和駅プロムナード電源設備の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(使用者の資格)

第2条 この電源設備は、原則として、市内の商店会、各種団体等が使用するものとし、次に掲げる全てに該当する場合に使用できるものとする。

- (1) 市が後援するイベントであること。
- (2) プロムナードの使用に際し、本市及び大和警察署から必要な許可を受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、電源設備を使用することができる。

(使用の申請)

第3条 電源設備を使用するものは、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により電源設備を使用しようとするものは、使用する日から7日前までに大和駅プロムナード電源設備使用申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(使用承認)

第4条 市長は前条に規定する申請があったときは、その使用目的及び内容を検討し、使用を承認するときは、大和駅プロムナード電源設備使用承認書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、電源設備の使用を承認する場合において、管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、使用を承認しない場合は、大和駅プロムナード電源設備使用不承認書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(使用者の遵守事項)

第5条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用場所、使用期間を厳守すること。
- (2) 使用目的以外には、電源設備を使用しないこと。
- (3) 歩行者及び駅前の安全を確保すること。
- (4) 音、光、臭い、煙等を生じる場合は、地域住民、沿道の店舗及び歩行者に配慮すること。
- (5) 使用中の電源盤の扉は施錠し、安全には十分配慮すること。
- (6) 使用後は、速やかに鍵を返却すること。
- (7) 大和駅プロムナード電源設備使用要領を遵守すること。
- (8) その他市長が必要と認めた事項を遵守すること。

(損害賠償等)

第6条 前条の規定により使用の承認を受けたものは、電源設備を損傷し、若しくは滅失したときには、直ちにその理由を付し、市長に届け出てその指示を受け、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(費用負担)

第7条 電源設備の使用に要する費用は、無料とする。

(細則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。